

事業内容

〈重点1〉 加速する脱炭素化への対応

国の審議会等の検討状況や政策等の大きな流れを見極めつつ、特に補助制度や税制、またカーボンプライシング等の具体的動向に注視していく。また、脱炭素化に向けた具体的な道筋を問う声もある中で、「長期ビジョン」を踏まえた「ゼロカーボンDHC」の実現を念頭に、低炭素化から脱炭素化に至る連続的な流れにおいて、さらなる低炭素化方策検討ならびに熱の脱炭素価値評価に係る制度的問題への対応等の脱炭素化検討を行い、国や学識経験者へのDHC優位性を訴求する。

特に需要家ニーズが出始めている「カーボンフリー熱」への対応として、熱の「脱炭素化」「カーボンオフセット」手法を調査し、課題抽出を行うとともに、必要に応じ国等に働き掛けを行う。

具体的には、DHCにおける温室効果ガス排出状況や再生可能エネルギー活用状況等現状調査を実施しつつ、詳細については政策企画部会等にて検討を行う。

〈重点2〉 エネルギーシステム改革への対応

エネルギーシステム改革への対応として、「長期ビジョン」を踏まえまずは「DHCによるVPP・DR（エネルギーマネジメント）検討」を継続実施する。令和2年度研究調査（「長期ビジョン」深掘り検討①）において、DHCが大きなエネルギー調整力ポテンシャルを持つことが明らかになった一方で、国レベルではDHCの持つ調整力に対する認知度が低いことも判明。これを受け、令和3年度においては、DHCの調整力に対する国の認知度を高めることを主眼に、需給調整市場創設を踏まえ、更に当該内容の検討を進めるものとする。

更に、国においても検討が開始され、また「長期ビジョン」で掲げた4つのソリューションのうち、未だ定量化検討を行っていない、レジリエンスを中心とした需要家と共有できる価値、便益の金銭価値化についての検討を行う。

〈重点3〉 ITを活用したO&M（オペレーション&メンテナンス）の高度化促進

コロナ禍が契機となり、非常時等におけるプラントの操業継続、運転員の業務負担軽減などの課題が明確となった。また、今後多くのプラントが、設備の老朽化による維持管理コストの上昇や設備更新時期を迎え、収支が厳しくなることが予想される。

将来の熱供給事業にとって、進歩するIT技術の活用等によるプラント運転管理（O&M）の高度化は不可欠となってくる。老朽化設備の更新時にはEMS等の高度な制御技術による、より効率的な運用が期待される。また、既存設備へのIT技術適用により、適正なメンテナンス時期の把握が可能となるなど、維持管理費の低減が期待できる。今後「長期ビジョン」も踏まえ、「お客さまの身近に

いる技術者集団」というDHC特有の経営資源を有効活用し、DTSへの進化を図るべく、運転管理（O&M）の高度化を促進していく。

具体的に今年度は、設備管理の省力化や通信技術を活用した管理方法などの事例を整理すると共に、今後の設備運用や保守方法、更に老朽化設備等の管理に役立つ技術の調査と課題整理を行い会員事業者へ発信する。

加えて、現在進められているスマート保安官民協議会での議論や規制当局の見解を確認しながら、熱供給事業においてスマート保安技術^(※)が展開されるよう会員事業者へ情報発信していく。

※スマート保安技術：保安力の維持・向上を目的とした、デジタル化を含む新たな技術をいう。作業員の補助や業務量抑制、機器の予知保全にも活用する。令和2年6月、経済産業省内にスマート保安官民協議会が設置され、一層の技術開発・普及と保安規制見直し等の検討が開始された。

〈重点4〉「長期ビジョン」実現・進化に向けた活動の強化

「長期ビジョン」実現のための土壌づくりや、熱の面的利用の促進に向けて、適宜国の動向等についてフォロー・情報共有しつつ、国や地方自治体、有識者等に対して、政策反映・支援等の継続的な働きかけを行っていく。また関係団体との連携を深め、相互の活動領域やステークホルダーとの関係性を有効に活用しあいながらの活動を強化する。具体的活動については後述の広報戦略と連携しつつ行うものとする。

特に今年度は、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画等の改訂の動きへの対応、これらに関連した「長期ビジョン」に基づいた政策要望や税制改正要望等の実現に向けた働きかけについて重点的に活動を展開する。

また、令和2年度における「長期ビジョン」の調査研究（地域エネルギー事業についての考察）については、令和2年度において、芝浦工大の村上研究室との共同研究を実施し、その成立要件等を検討したが、令和3年度については、これを更に進め、地域における脱炭素化を目指した地域エネルギー事業が、実際に成立する可能性のある地方自治体へのヒアリングや提言等の具体的な働きかけや周知PRを、各支部との連携を図りつつ、地方自治体に対し行うものとする。

1. 熱供給事業に関する調査及び研究に係る事業

(1) 国の施策の動向等に関する調査研究

所謂「建築物省エネ法」への対応として、具体的策定プロセスに入った「他人から供給された熱の一次エネルギー換算係数算出方法に関する任意評定ガイドライン」策定における全体進捗管理、協会内「建築物省エネ法対応検討会」運営等を、引き続き行うほか、積み残しとなっているコージェネレーションの扱い等について国との協議を進めていく。

また、改正熱供給事業法の改正点について、論点・内容を整理し、会員向けの執務参考資料として取りまとめる。

(2) 熱供給事業の普及促進に関する調査研究

重点方針や「長期ビジョン」との整合を取りながら、熱供給事業の普及促進に関する研究テーマを厳選し、大学等の教育機関や外部の研究機関とともに調査研究を行い、その成果を報告・発信する。

(3) 熱供給事業に係る現状と対策に関する調査研究

至近、新規地点で形成される「熱電一体供給」事業は、多くの事業者では新しい取り組みになる。そのため、事業者が検討するうえで参考となる技術的課題や法的課題について調査・検討を行う。

(4) 保安・安全管理に関する調査研究

今後、熱供給事業に求められるサイバーセキュリティ対応の課題整理を行う。
また、重点3で取組む「熱供給事業におけるスマート保安技術等による運転管理技術の高度化調査」の内容を踏まえ、保安規程で定める点検頻度・方法の再確認を行う。

保安推進キャンペーンと防災訓練は継続し、災害発生時の事業活動の強靱性確保を促進する。加えて、事故事例の共有化と分析を行い、会員事業者へ発信する。

(5) 熱供給設備・熱需要等のデータの定期的収集

熱供給事業の普及・発展的活動の基礎データとするため、熱供給設備・熱需要等の定期的な調査を行うとともに、熱供給施設の事故情報などの収集も継続実施する。

2. 熱供給事業に関する普及及び啓発に係る事業

(1) コロナ禍に対応した広報活動（「長期ビジョン」のPR等）

令和2年度は、コロナ禍のなか、「長期ビジョン」のPRやシンパづくりが限定的となった。令和3年度は、ウェブ媒体を活用して「長期ビジョン」の認知度の向上を図るとともに、学識関係者、マスコミ等の理解者・支援者拡大に努める。

具体的には、地域熱供給のステークホルダー（不動産関連、自治体、学識者等）向けの普及啓発イベント（案：ウェブセミナー）を開催、また関連業界団体（日本ビルディング協会連合会、HP蓄熱センター、コージェネ財団等）との連携強化を図り、これら団体の会員企業への情報発信を強化する。

(2) 資源エネルギー庁委託広報事業

令和2年度は、「国民一般」向けの広報事業であったが、事業の対象者として「都市再開発のステークホルダー」と明記されるなど、協会の提案が反映された。

引き続き、会員事業者のニーズを踏まえて、効果的な広報事業を資源エネルギー

一庁へ提案し、事業の受注を目指す。

(3) 広報誌「熱供給」の発行

年4回の発行を通じて、学識者ならびにステークホルダーへの認知度向上および広報誌の配布先拡大に努める。特に、都市計画、防災、再生可能エネ関連等、地域熱供給の周辺研究者への接点を強化する。

加えて、次世代の研究者や再開発を検討するステークホルダーなどに対しても「DHC (DTS)」の認知度向上ならびに支援者拡大を図る。

3. 熱供給事業に関する研究会、講習会等の開催に係る事業

(1) 日本熱供給事業協会シンポジウムの開催

令和2年度に引き続き、会員の業務課題に関する情報の共有化・意見交換、技術改善活動等の成果発表と技術開発情報の共有化・意見交換、賛助会員を含めた会員全体の相互交流を目的に、日本熱供給事業協会シンポジウムを開催する。

開催方法については、コロナ禍の状況を踏まえ、Webinar方式等も含め検討を行う。(10月予定)

(2) 熱供給事業に関連する法令の説明会等の開催

「熱供給事業法 法令研究会」を実施し、改正熱供給事業法の改正点について、論点・内容を整理し、会員向けの執務参考資料として取りまとめる。

また、新任者・転入者向けに、「熱供給事業に関する基礎知識の習得」「設備への理解を深める」「若年層の横の繋がり醸成」を目的として研修会を実施する。

更に法令改正等、熱供給事業者の実対応が発生する場合に適宜実務者向け研修会を実施する。尚、開催方法については、コロナ禍の状況を踏まえ、ウェブセミナー方式やツール提供による自主学习等も含め検討を行う。

(3) 指定旧供給区域情報交換会の開催

指定旧供給区域の事業者等による諸課題及び取組み状況等に関する情報交換会を開催する。

(4) 熱供給事業法における登録等に関する業務相談への対応

熱供給事業法等における登録等に関する会員からの相談に対応する。

(5) 熱供給事業者セミナーの開催

熱供給事業等に関する情報提供を行うため、熱供給事業者セミナーを社員総会に併せて開催する。開催方法については、コロナ禍の状況を踏まえ、ウェブセミナー方式等も含め検討を行う。(6月14日、東京で予定)

(6) 経理・税制説明会の開催等

会員の経理担当者の業務知識の向上を図るため、専門講師を招いて、毎年改正される税制改正の実務ポイントを中心に経理・税制に関する説明会を開催する。開催方法はコロナ禍の状況を踏まえ Web 併用等の検討を行う。(11月に予定)

(7) 支部の技術情報交換会での情報発信

事故事例、省力化事例などの情報発信を行うと共に、会員事業者の技術ニーズの把握に努め、協会活動への展開を検討する。開催方法はコロナ禍の状況を踏まえ Web 併用等の検討を行う。

4. 熱供給事業に関する内外関係機関等との交流及び協力に係る事業

(1) 国、自治体、有識者・オピニオンリーダー、関連団体等との関係構築

熱供給事業の普及・発展に向けた対外的な活動へ重点をシフトしていくため、国、自治体、有識者・オピニオンリーダー、関連団体等との関係を深める。今年度においては、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画等の改訂を絶好の機会と捉え、「長期ビジョン」の内容(熱供給事業の脱炭素化社会実現への貢献等)を中心に訴求していく。

(2) 国際交流の推進

令和3年度においては、IDEA(International District Energy Association)や関係構築しているデンマーク大使館等の諸外国、団体との連携強化による情報収集等を行っていくが、コロナ禍の状況を踏まえ、海外事情調査団は次年度以降に延期とする。

5. その他目的達成のための事業

(1) 協会組織のあり方検討

協会の組織や業務について、会員の意見を反映させながら、改革の必要性について検討する。

(2) 会員数増加に向けた取り組み

引き続き、あらゆる機会をとらえて会員数増加に向けた活動を継続する。

(3) 協会表彰制度の運営

平成29年度における協会のあり方検討結果を受けて見直された表彰制度に基づいて、定時社員総会において協会表彰を実施する。

(6月14日、東京で予定)

(4) 保安推進月間の実施

9月、10月の2ヶ月間を保安推進月間とし保安推進キャンペーンを実施する。また、9月14日に防災訓練を実施する。(毎年9月の第2火曜日に実施)

(5) 熱供給事業便覧の発行・頒布

独占禁止法や建築物省エネ法等に対応するため、平成29年度に熱供給事業便覧の見直し(料金単価等の掲載取止めや原燃料使用量の仕分け見直し等)を実施したが、引き続きそのフォローを実施して発刊・頒布する。(令和3年3月に予定)

また、便覧作成のためのデータベース「設備需給システム」のバージョンアップ等に適切に対応し、業務効率の改善を図る。

(6) 会員名簿の整備

例年どおり10月を目途に作成し、会員向けに配付する。

以 上